

奈良県告示第四百七十八号

昭和六十三年六月奈良県告示第百八十四号（奈良県総合リハビリテーションセンター条例に基づく健康診断その他の医療行為の料金の額の定め）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

表健康診断の料金の項中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号（診療報酬の算定方法）」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号（診療報酬の算定方法）」に改める。